

2011年2月3日

日本共産党国会議員団近畿ブロック事務所

同 大阪府委員会

同 京都府委員会

同 兵庫県委員会

同 滋賀県委員会

同 奈良県委員会

同 和歌山県委員会

## 住宅ローンの金利引き下げ等についての要請

貴職の国民生活、日本経済への貢献に敬意を表します。

さて、2010年12月の政府「月例経済報告」でも「景気は、このところ足踏み状態であり、失業率が高水準にあるなど厳しい状況」としています。私たちには住宅ローンの利用者から「生活が苦しい。金利を下げたい」など多くの相談が寄せられています。

多くの国民は、政府のゼロ金利政策のもとで、預け入れ金利が0.03～0.04%（1年もの大口定期預金）なのに、なぜ貸出金利が高いままなのかと怒りや疑問を持っています。「中小企業金融円滑化法」は、その目的を「住宅資金借用者に対する金融の円滑化をはかる。これにより住宅資金借入者の生活安定を期し、もって国民生活の安定向上に寄与する」（第一条）とし、金融機関は住宅ローン借入者から貸し付け条件の変更の申し込みがあった場合、できる限り応じるよう「努力義務」（第五条1）を課しています。

貴機構は同法の対象ではありませんが、附帯決議では「法の適用対象にならない事業者も法の趣旨を十分に尊重し、条件変更等に柔軟な対応をするよう要請すること」（参院財政金融委員会）とし、財務省、国土交通省の貴機構あての通知（「円滑化法を踏まえた対応について」2009年12月7日）では、「住宅ローン等の条件変更柔軟に対応すること」などを求めています。亀井静香金融担当大臣（当時）は「公庫の役割は民間以上に重要」とのべ、同法は他の金融機関との連携（第五条2）を求めています。

「住宅金融機構法」の「目的」では、「住宅の建設等に必要な資金の円滑かつ効率的な融通を図り、もって国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する」としています。しかし民間金融機関がローン引き下げに応じる中、貴機構の金利の方が高くなっているケースがあります。以上をふまえ、下記の諸点を要請します

### 記

(一)「金融円滑化法」、上記附帯決議や通知にもとづき、住宅ローン金利の引き下げや負担軽減のために全般的な見直しに応じるよう努められたい。

(二)同法第5条2で金融機関との連携が求められています。民間金融機関の取り組みを踏まえ、貴機構が公的金融機関の役割を果たし、相談体制の整備など民間以上に取り組みを強化するよう努められたい。

(三)ローンの返済遅れを理由に、条件変更を謝絶しないようにされたい。

以上